

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「百分の百五十」を「六月に支給する場合には百分の百五十」に、「次号において」を「以下この条において」に改め、「百分の百八十五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百三十（特定幹部職員にあつては、百分の百七十五）」を加え、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。